

## 第26号議案

### 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に、「100分の25」を「100分の20」に改める。

第2条中「100分の20」を「100分の15」に、「100分の18」を「100分の13」に改める。

第3条中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に、「100分の18」を「100分の13」に改める。

第4条中「100分の18」を「100分の13」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行し、この条例による改正後の知事等の給与の特例に関する条例の規定は、平成24年4月分以後の給与について適用する。